

**とっとりエコサポーターズ  
(鳥取県地球温暖化防止活動推進員)  
活動の手引き**



**令和2年4月 鳥取県**

1 とっとりエコサポーターズとは？	P.1
2 とっとりエコサポーターズに求める能力	P.1
3 とっとりエコサポーターズ委嘱及び活動の流れ	P.2
4 登録された情報の取扱い	P.3
5 活動のイメージ	P.3
6 活動報告の提出	P.4
7 こんな時は？	P.4
(参考)	
・鳥取県地球温暖化防止活動推進員設置要綱	P.5
(様式)	
・鳥取県地球温暖化防止活動推進員 申込書(記入例あり)	P.7
・鳥取県地球温暖化防止活動推進員 活動報告書(記入例あり)	
・鳥取県地球温暖化防止活動推進員 辞退届出書	
・鳥取県地球温暖化防止活動推進員 変更届出書	



## 1 とっとりエコサポーターズとは？

とっとりエコサポーターズは、地域において、地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識を普及したり、地球温暖化対策の推進を図るための活動を推進したりする人材として鳥取県知事が委嘱した方です。鳥取県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第37条に規定される「鳥取県地球温暖化防止活動推進員」の愛称として「とっとりエコサポーターズ」を使用しています。

鳥取県では、地球温暖化防止活動を地域や家庭で広げていくための人材を増やすため、平成22年度からとっとりエコサポーターズを養成、委嘱することとしました。

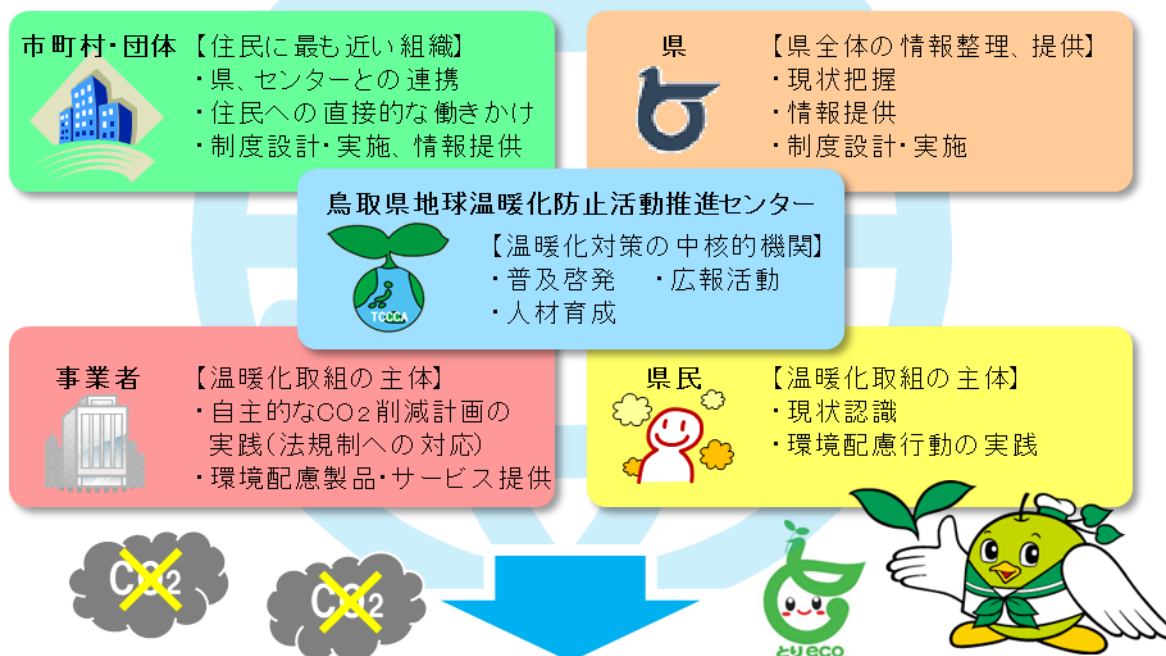
なお、温対法第38条に規定する地域の地球温暖化防止活動推進の拠点機関として、平成22年6月にNPO法人ECOフューチャーとつとりを「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」（以下「センター」という。）に指定しました。

## 2 とっとりエコサポーターズに求める能力

- (1) 家庭、職場や地域で、温暖化問題について簡単な講義・説明ができる能力
- (2) 家庭や地域で、いつでもどこでも温暖化防止活動の相談に対応できる能力
- (3) 行政の温暖化施策に意見を表明できる能力

とっとりエコサポーターズとして活動を積み重ねていく中で、上に記載した能力を高められるよう、県とセンターが連携して支援していきたいと考えています。

## 地球温暖化防止活動の主体別の役割



## 一体となって温室効果ガス40%以上削減に取り組む！

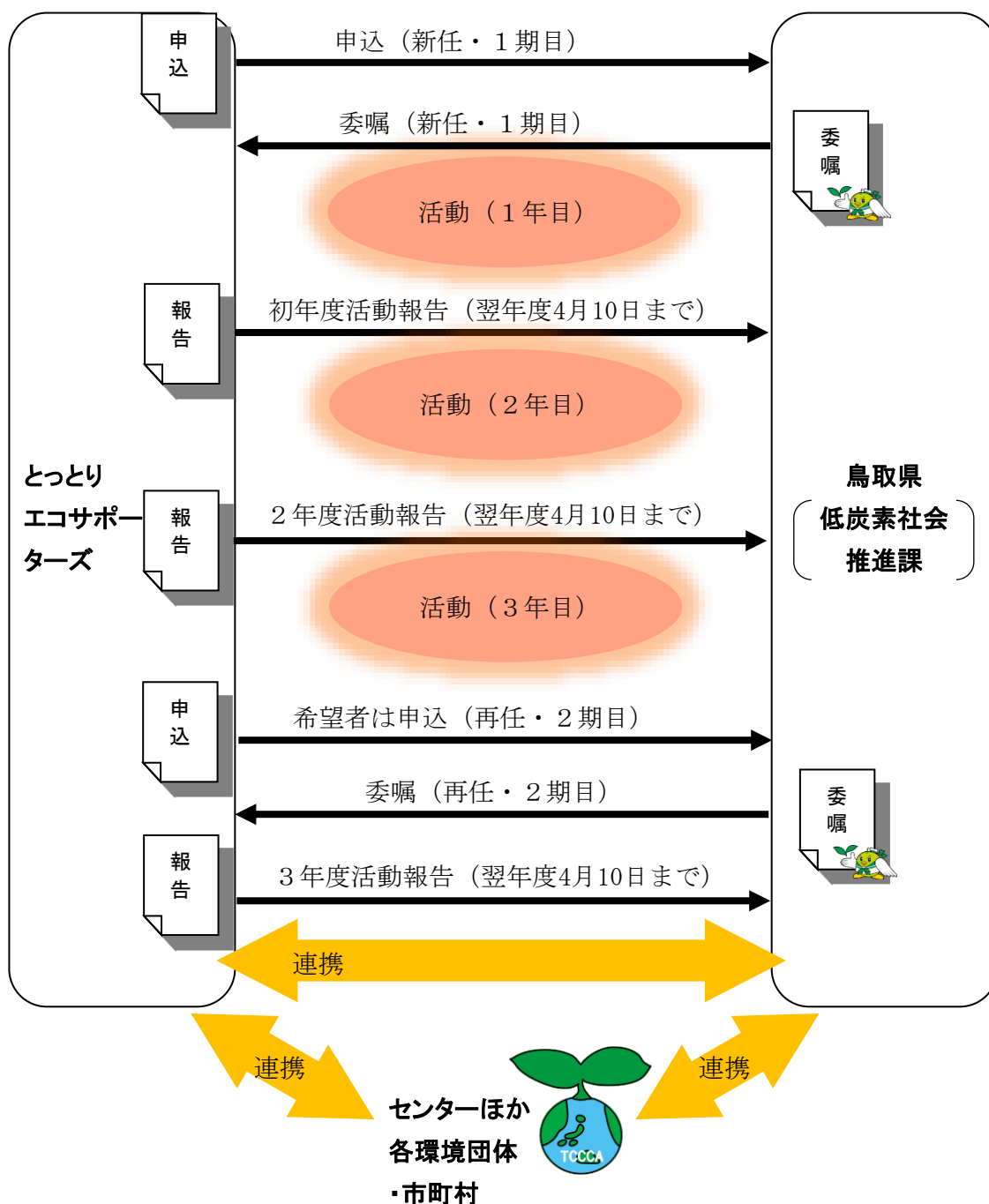
※「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」では、長期目標として2050年のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを掲げるとともに、2030年度に40%減(2013年度比)の温室効果ガス削減目標を設定しています。

～県民生活の質の維持・向上と省エネ・省資源を両立するエコとつとりを目指して～

### 3 とっとりエコサポーターズ委嘱及び活動の流れ

とっとりエコサポーターズの委嘱及び活動の流れは、以下のとおりです。

- (1) 委嘱期間は3か年度で再任が可能です。(例)令和2年度に委嘱→令和5年3月末まで。  
(再任の手続きは、「7 こんな時には？」参照)。再任の回数に制限はありません。
- (2) とっとりエコサポーターズは、毎年度の活動を翌年度4月10日までに県へ報告しなければなりません。(「6 活動報告の提出」参照)
- (3) とっとりエコサポーターズは知事から委嘱されますが、公務員としての身分を持つものではありませんので、地方公務員法(昭和25年法律第261号)等による制限、制約を受けることはありません。



## 4 登録された情報の取扱い

鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 6 条第 1 項の規定では、県が個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ個人情報取扱事務登録簿に登録することを義務付けています。

県（低炭素社会推進課）では、平成 22 年 3 月（平成 21 年度）にとっとりエコサポーターズの個人情報の提供先として「センター」「県（低炭素社会推進課以外の機関）」「市町村」「国（環境省等）」を登録しています。

とっとりエコサポーターズの委嘱の際には、その活動が主に地域での温暖化防止につながる活動であることから、「センター」及び「市町村」に対して、とっとりエコサポーターズの皆さんへの連絡をする際に必要な情報（氏名、連絡先）を提供していきます。

## 5 活動のイメージ

温対法に規定する活動や、センター又は民間団体が行う事業への協力を想定しています。



### 【地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号) 第 37 条】

- 2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。
  - 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
  - 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
  - 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
  - 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。



## 6 活動報告の提出

とっとりエコサポーターズは、毎年度の活動を記載した活動報告書（様式第3号）を翌年度4月10日までに県（低炭素社会推進課）へ提出する必要があります。

なお、活動報告書に記載された活動内容については、県（低炭素社会推進課）又はセンターのホームページで紹介させていただく場合があります。

## 7 こんな時には？

### （1）とっとりエコサポーターズの委嘱を辞退したいときは

県（低炭素社会推進課）に辞退届出書（別記様式1号）を提出してください（電子メールでの添付も可）。

### （2）とっとりエコサポーターズがやむを得ない事由により、活動を行えなくなったときは

県（低炭素社会推進課）に書面（電子メールでの添付も可）でお知らせください。

### （3）申込書に記載した内容（氏名、連絡先等）に変更があるときは

県（低炭素社会推進課）に変更届出書（別記様式2号）を提出してください（電子メールでの添付も可）。ただし、自宅又は勤務地が鳥取県外となる場合には、とっとりエコサポーターズの要件を満たさなくなりますので、辞退届出書（別記様式1号）を提出してください。

### （4）委嘱期間の終了が近づいてきたときは

とっとりエコサポーターズへの再任を希望される方は、できるだけ委嘱期間の終了の2週間前までに、申込書（様式第1号）を県（低炭素社会推進課）に提出してください。

再任を希望されない方については、委嘱期間の終了、名簿から削除します。

### 【とっとりエコサポーターズ委嘱の申込書、変更届、活動報告書の提出先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県 生活環境部 低炭素社会推進課 温暖化対策担当  
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194  
電子メール teitanso@pref.tottori.lg.jp  
ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/148281.htm>

### 【養成講座の実施・県と連携した地球温暖化防止活動のサポート拠点】

〒689-1111 鳥取市若葉台北一丁目1番1号（鳥取環境大学情報処理棟2階）  
鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（TCCCA トッカ）  
電話 0857-52-2700 ファクシミリ 0857-52-2700  
電子メール center@ecoft.org ホームページ <http://ecoft.org/>



## 鳥取県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条の規定に基づく鳥取県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置について、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 【地球温暖化対策の推進に関する法律 第37条】

(地球温暖化防止活動推進員)

第三十七条 都道府県知事及び指定都市等の長(以下「都道府県知事等」という。)は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

(推進員の活動)

第2条 推進員は、法第37条第2項に規定する活動のほか、温室効果ガスの排出の抑制等のために鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）又は民間団体が行う事業に必要な協力をするものとする。

### 【地球温暖化対策の推進に関する法律 第37条】

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

(委嘱)

第3条 推進員は、次の各号に掲げる要件すべてを満たしている者から知事が委嘱するものとする。

- (1) 地球温暖化防止に向けた活動の推進に熱意と識見を有する者
- (2) 県内に在住し、在学し、又は在勤する者
- (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア センターが実施する鳥取県地球温暖化防止活動推進員養成研修を受講した者

イ 前号に掲げる者のほか、現に研究機関又は高等教育機関において環境問題を研究している等地球温暖化対策について高度の知識、活動実績等を有すると認められる者

ウ 推進員の再任を希望する者のうち、それまでの推進員としての活動内容から再任にふさわしいと認められるもの

2 推進員の委嘱を希望する者は、鳥取県地球温暖化防止活動推進員申込書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項に規定する申込書の提出があった者のうち、第1項の要件を満たすものを推進員に委嘱し、鳥取県地球温暖化防止活動推進員委嘱状（様式第2号）を交付する。

4 推進員は、第2項の規定による申込書に記載した事項を変更するときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(委嘱期間)

委嘱期間を3か年度とする

第4条 推進員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとし、再任を妨げないものとする。

(報告)

第5条 推進員は、委嘱期間内の各年度について、報告に係る年度の翌年度の4月10日までに、鳥取県地球温暖化防止活動推進員活動報告書(様式第3号)を県に提出するものとする。

(委嘱の取消し)

第6条 知事は、次のいずれかに該当する場合に推進員の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員本人が委嘱の辞退を申し出たとき。
- (2) 推進員が第3条第1項第2号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が委嘱を取り消す必要があると認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月21日から施行する。



様式第1号(第3条関係)

鳥取県地球温暖化防止活動推進員申込書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申込者 郵便番号  
住所

ふりがな  
氏名

生年月日 年 月 日

鳥取県地球温暖化防止活動推進員の委嘱を希望するので、鳥取県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第3条第2項の規定により次のとおり提出します。

1 連絡先	電話番号		ファクシミリ	
	電子メール			
2 所属(勤務先又は学校名)				
3 保有資格	( )環境カウンセラー	( )環境社会検定試験(e c o検定)		
	( )エネルギー管理士	( )公害防止管理者		
	その他( )			
4 活動可能な地域				
5 新任又は再任の区分	( )新任	( )再任	(推進員番号)	
6 推進員養成研修の受講日	年	月	日	~ 年 月 日
7 応募の理由 (今後取り組みたいこと等)				
8 環境関連の活動実績等(所属団体があれば合わせて記入すること)				
9 その他				

注 6は新任の場合のみ記入すること。8は、再任の場合、申込みの年度又は前年度の鳥取県地球温暖化防止活動推進員活動報告書に記載した内容に追記することがあれば記入すること。

記入に当たっての注意、  
記載例です

様式第1号（第3条関係）

鳥取県地球温暖化防止活動推進員申込書

記載日を書いてください  
(西暦でもO.K.です)

平成 年 月 日

鳥取県知事 の後に 知事の名前を書いてください

鳥取県知事 平井 伸治 様

申込者 郵便番号 680 - 8570

住所 鳥取市東町1 - 220

自宅の住所、お名前(ふりがなもお願いします) 生年月日を書いてください

ふりがな 氏名 とっとり えこ 鳥取 衛子

生年月日 昭和 年 月 日

ファクシミリ、電子メール(長いメールやファイルを添付できるアドレスをお願いします。携帯電話のメールはできないことがあります)はあれば書いてください。

鳥取県地球温暖化防止活動推進員の委嘱を希望するので、鳥取県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第3条第2項の規定により次のとおり提出します。

1 連絡先	電話番号	- -	ファクシミリ	- -
	電子メール	@		
2 所属(勤務先又は学校名)	鳥取県庁			
3 保有資格	( ) 環境カウンセラー	( ) 環境社会検定試験 (eco検定)		
	( ) エネルギー管理士	( ) 公害防止管理者		
その他 ( )				
4 活動可能な地域	鳥取県東部			
具体的な市町村名でも構いません				
5 新任又は再任の区分	( ) 新任	( ) 再任	推進員番号 ( )	
6 推進員養成研修の受講日	年 月 日 ~ 年 月 日			
7 応募の理由(今後取り組みたいこと等)	推進員に応募しようと思ったきっかけや、今後取り組みたいことを簡単に書いてください。			
7~9は、箇条書きでも構いません。他に類似の書類を作成されている方は、その内容を編集・加工してもらっても構いません。長くなるのであれば別紙でも構いませんし、反対に短くても構いません。				
8 環境関連の活動実績等(所属団体があれば合わせて記入すること)	これまでに個人又は環境関連のNGO・NPOやサークル等の団体で活動された実績があれば、簡単に書いてください。			
9 その他	上記以外に何かあれば自由に書いてください。			
研修受講者は受講日を書いてください				

注 6は新任の場合のみ記入すること。8は、再任の場合、申込みの年度又は前年度の鳥取県地球温暖化防止活動推進員活動報告書に記載した内容に追記することがあれば記入すること。

様式第3号(第5条関係)

鳥取県地球温暖化防止活動推進員活動報告書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者 住所  
氏名  
推進員番号

年度に鳥取県地球温暖化防止活動推進員として活動した内容を、鳥取県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第5条の規定により次のとおり報告します。

- 1 地域又は所属(勤務先、学校、団体等)で行った地球温暖化防止に関する知識及び情報の提供に係る活動、自ら行った取組

(講演会や研修会、チラシ配布等の広報活動、イベントへの出展、自宅での活動、県、市町村及びセンター事業への協力、推進員同士の情報交換等の実績)

2 1年間の活動を終えての感想、活動を通じて得られた知見、今後に向けての抱負、県及びセンター等への意見等

注 活動の報告に当たって参考となる資料があれば添付すること様式第3号（第5条関係）

記入に当たっての注意、  
記載例です

## 鳥取県地球温暖化防止活動推進員活動報告書

鳥取県知事 平井 伸治 様

自宅の住所、お名前、推進員番号（委嘱状に記載）を書いてください。

平成 年 月 日

提出者 住所 鳥取市東町 1 - 2 2 0  
氏名 鳥取 衛子  
推進員番号

平成 年度に鳥取県地球温暖化防止活動推進員として活動した内容を、鳥取県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第 5 条の規定により次のとおり報告します。

### 1 地域又は所属（勤務先、学校、団体等）で行った地球温暖化防止に関する知識及び情報の提供に係る活動、自ら行った取組

（講演会や研修会、チラシ配布等の広報活動、イベントへの出展、自宅での活動、県、市町村及びセンター事業への協力、推進員同士の情報交換等の実績）

報告する年度に行った活動を自由に書いてください。

1（活動内容） 2（感想等）は、いずれも、表を使用したり箇条書きにさせていただいて構いません。  
他に類似の書類を作成されている方は、その内容を編集・加工してもらっても構いません。  
長くなるのであれば別紙でも構いませんし、反対に短くても構いません。  
必要であれば写真、図も使ってください。

2 1年間の活動を終えての感想、活動を通じて得られた知見、今後に向けての抱負、県及びセンター等への意見等

1年間の活動を通しての感想や学習したこと、今後の豊富、県やセンターの活動に対する意見など、自由に書いてください。

注 活動の報告に当たって参考となる資料があれば添付すること

別記様式 1 号

鳥取県地球温暖化防止活動推進員辞退届出書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者 住所  
氏名  
電話番号

鳥取県地球温暖化防止活動推進員の委嘱を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

推進員番号	
辞退年月日	
辞退の理由	

別記様式 2 号

鳥取県地球温暖化防止活動推進員変更届出書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者 住所  
氏名  
電話番号

次のとおり変更を届け出ます。

推進員番号		
変更年月日		
変更内容	変更前	変更後